

3 医療行為賠償責任補償制度

(医師・医療施設賠償責任保険)

加入対象

診療所を併設している施設

※診療所を併設していない場合は、本制度ではお引き受けできません。
医師のみの補償をご希望の際は代理店・扱者までお問い合わせください。



◆この制度の特長

- ①施設内(日本国内)で医師が行った医療行為や診療補助行為、医療施設の管理不備による事故により、被害者の身体や財物に損害を与えた場合に負担する施設(事業者)の法律上の損害賠償責任を補償します。
- ②医療事故については、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。

◆被保険者

所有・管理する施設内において医師が医療行為を行う社会福祉施設・事業者
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 利用者ののどを医師が診察中、誤って医療器具で傷つけてしまった。
- 医師の指示をうけた看護師が、誤って指示とは異なった点滴を投与した結果、患者が死亡した。
- ベッドの転落防止柵の設置が不十分であったために、患者がベッドから転落して大ケガをした。

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容		支払限度額		免責金額
医療行為事故	身体障害	1事故につき 1億円	保険期間中 3億円	なし
	身体障害	1名につき 1億円	1事故につき 2億円	1,000円
医療施設事故	身体障害			
	財物損壊	1事故につき 1,000万円		1,000円
保険料(1施設あたり)		69,670円		

※支払限度額(または保険料)は、ご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、上記と異なる支払限度額(または保険料)に変更される場合があります。この場合、医療施設事故の財物支払限度額(または保険料)を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

4 エレベーター賠償責任補償制度

(昇降機賠償責任保険)

加入対象

施設内にエレベーターを設置している施設

※制度①「社会福祉施設賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒ 加入 **必要**
※制度②「福祉事業者総合賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒ 加入 **不要**



◆この制度の特長

- ①制度①社会福祉施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理(エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備)に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金(治療費、慰謝料、葬祭費用等)、争訟費用などが支払われます。

◆被保険者

- ①社会福祉施設・事業者、保育所・児童福祉施設
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)
- ②①の役員または使用人

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容		支払限度額		免責金額
身体障害	身体障害	1名につき 3,000万円	1事故につき 3億円	なし
	財物損壊	1事故につき 1,000万円		なし
保険料(エレベーター1台につき)		3,970円		

※施設に設置している全台数分(人荷用)を一括してご加入いただきます。
※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。